日本子ども虐待防止歯科研究会　規約

第1章　総　則

（名称）

第１条　本研究会は日本子ども虐待防止歯科研究会（Japanese Dental Society for Prevention of Child Abuse and Neglect）JDSPCAN とする。

（事務所）

第２条　本研究会は、事務所を大阪市中央区本町 1-1-3 に置く。

第2章　目的および事業

（目的）

第３条　本研究会は、こども虐待防止に関する学術の進歩並びに知識の普及をはかり、子どもの健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）　学術集会の開催

（２）　学術雑誌の発行、図書の刊行および広報啓発活動

（３）　内外の関連団体、機関との連携

（４）　各種学術的調査研究

（５）　専門的医療者の育成

（６）　その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章　会　員

（会員）

第５条　本研究会の会員の種別は、次の通りとする。

（１）正会員　本研究会の目的に賛同し、別に定める年会費を納める者

（２）準会員　正会員以外で、本研究会の目的に賛同し、別に定める年会費を納める者（歯科医師、医師以外の職種に限る）

（３）賛助会員　本研究会の事業を賛助するために、別に定める年会費を納める個人または団体

（４）学生会員　本研究会の目的に賛同し、別に定める年会費を納める学生

（５）名誉会員　本研究会のために功労のあった者で、理事会で推薦し、総会の決議をもって承認された者で、年会費は無料とする。

（入会）

第６条　正会員、準会員、賛助会員または学生会員を希望する者は、定められた書式の入会申込書に必要事項を記入して、当該年度の会費を添えて申し込まなければならない。申し込みにあたって本研究会の理事１名の推薦署名を必要とする。

（会員の権利）

第７条　会員の権利を次の通り定める。

（１）　正会員および賛助会員は、本研究会の刊行する機関誌および図書の優先的配布を受けることができる。

（２）　いずれの会員も本研究会の行う学術集会への参加資格を有する。

（３）　正会員は総会における議決権を有する。

（会員の義務）

第８条　会員には次の義務がある。

（１）　会費を納入すること

（２）　総会の議決を尊重する

（退会）

第９条　会員の退会について次の通り定める。

（１）　正会員、準会員、賛助会員及び学生会員は、本研究会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（２）　いずれの種別の会員についても、会員として不適切と判断された場合に理事会の決議によって退会させることができる。

第4章　役　員

第 10 条　本研究会には以下の役員を置く。

（１）　会長　１名

（２）　副会長　若干名

（３）　理事　20 名程度

（４）　監事　２名

（５）　顧問　若干名

第 11 条　役員は次の業務を務めるものとする。

（１）理事は理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

（２）会長は規約で定めるところにより、研究会を代表し、その業務を執行する。副会長は理事会においてこの研究会の業務を分担執行する。

（３）監事は本会の会計および会務を監査する。

第 12 条　会長、理事、監事、顧問は理事会において選出し、総会において承認する。

第 13 条　役員の任期は１月１日から翌年の１２月３１日までの計２年とする。なお、再任を妨げない。

第５章　総　会

第 14 条　総会は正会員をもって構成する。

第 15 条　総会は年次学術集会の当日に開催し、その議長は会長または会長の指名した者がこれを務める。

第 6 章　理事会

第 16 条　理事会は会長が招集し、主宰する。

第 17 条　理事会は、必要に応じて各種委員会を設置することができる。

第 7 章　学術集会

第 18 条　学術集会は年 1 回開催する。

第 19 条　学術集会での研究発表の筆頭演者および共同演者は、本会の会員でなければならない。

第 8 章　会費及び会計業務

（会費）

第 20 条　年会費は別途定めるものとする。

第 21 条　本研究会の収支予算及び決算は、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第 22 条　本研究会の会計年度は 1 月 1 日に始まり、同年の 12 月 31 日に終わる。

第 23 条　既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

（会計業務）

第 24 条　会計業務は事務局において行う。

第 9 章　附　則

第 25 条　本会則の改正は、理事会において出席者の過半数の同意をもって承認する。

補　足

１．本研究会が設立された年度の会計は 2017 年 6 月 7 日より同年 12 月 31 日とする。

２．年会費は次に掲げる額とする。

（１）正会員　5,000 円

（２）準会員　2,000 円

（３）賛助会員　1 口 30,000 円

（４）学生会員　1,000 円